

## 栃木県教員育成協議会設置要綱

### (設置)

第1条 教育公務員特例法第22条の5の規定に基づき、教員を養成する大学や教育関係機関等と連携し、「とちぎの求める教師像」である「自信と誇りをもって子どもたちと向き合える教師」の育成を目指して、養成・採用・研修の一体的な取組を推進するため、校長及び教員の資質向上に関して必要な事項についての協議を行う栃木県教員育成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会では、次の各号について協議するものとする。

- (1) 校長及び教員としての資質向上に関する指標に関すること。
- (2) 教員研修計画に関すること。
- (3) その他、教員の資質向上に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 教育次長（指導）
- (3) 総合教育センター所長
- (4) 栃木県内大学の教員養成学部の長（長が指名した者を含む。）のうちから、栃木県教育委員会が任命する者
- (5) 市町教育委員会教育長のうちから、栃木県教育委員会が任命する者
- (6) 公立学校長のうちから、栃木県教育委員会が任命する者
- (7) 教育関係機関、団体関係者のうちから、栃木県教育委員会が任命する者
- (8) 幼稚園等教育関係者のうちから、栃木県教育委員会が任命する者

### (委員長)

第4条 委員長は、教育長をもって充てる。

2 委員長は、会議を主宰し、協議会を代表する。

### (副委員長)

第5条 副委員長は、委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第6条 委員（第2条第2項第1号から第3号に掲げる者を除く。）の任期は、当該委員の任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(担当者会議)

第8条 校長及び教員としての資質向上に関する指標及び教員研修計画の検討並びに必要な連絡調整をするため、協議会に担当者会議を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総務課教育政策担当において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月24日から施行する。